

第 8 章 戦略的環境影響評価報告書についての 知事意見に対する対応方針

第 8 章 戦略的環境影響評価報告書についての知事意見に対する対応方針

「県央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」についての知事意見及び知事意見に対する対応方針を表 8-1 に示す。

表 8-1 県央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書についての知事意見及び知事意見に対する対応方針

番号	分野	意見	計画策定者の見解	環境影響評価調査計画書での対応方針
1	対象計画について 自然環境の配慮と土地利用	<p>持続可能な社会形成に資する豊かな自然環境に配慮した産業系の土地利用を図るために、産業集積と緑地の保全とが両立する考え方を整理し、実効可能性の高い計画案を策定するよう基本計画及び土地利用計画を引き続き検討すること。</p> <p>また、複数案の各案に示された環境への影響について、報告書に記載の知見に基づき、回避・低減されるよう、今後計画を具体化していく過程で配慮すること。</p>	<p>計画策定にあたっては、県の「田園都市産業ゾーン基本方針」や鶴ヶ島市の「水土里(みどり)の交流圏構想」といった上位計画のもと、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、環境保全を視野に入れた農業大学校用地の活用を検討します。</p> <p>また、今後計画を具体化していく中で、環境への影響の回避・低減に配慮します。</p>	<p>計画の検討にあたっては、環境影響評価調査計画書(以下「計画書」という。)の「第2章3 対象事業の目的」において記載した。</p>
	反映 条例アセスメント手続への	<p>条例アセス手続の実施に当たっては、基本計画及び土地利用計画策定に至る検討経緯を戦略的環境影響評価手続と関連づけて整理すること。</p>	<p>今後、戦略的環境影響評価の結果や地元の意見を踏まえ土地利用計画を具体化します。</p> <p>条例アセス手続においては、これらの検討経緯を整理して示すこととします。</p>	<p>検討経緯については、計画書の「第2章2.4 事業計画に至った経緯」において記載した。</p>

番号	分野	意見	計画策定者の見解	環境影響評価調査計画書での対応方針	
2	緑地(樹林地を含む)について	<p>緑地保全に当たっての考え方</p>	<p>緑地の保全の検討に当たっては、残置する緑地と新たに創造する緑地はそれぞれ性質が異なることから、その取扱いに留意すること。 なお、屋外運動場等の環境施設とは分離して検討すること。</p>	<p>緑地の保全に当たっては、既存樹林地の保全と創造する緑地の取扱いに留意します。</p>	<p>緑地の保全に当たっては、計画書の「第2章6.1 土地利用計画」において記載した。</p>
		<p>周辺緑地との連続性</p>	<p>本計画地の緑地の保全に当たっては、緑の回廊の創造など周辺樹林地との連続性に配慮した計画を検討すること。</p>	<p>緑地については、計画対象地内の既存樹林地を可能な限り保全するとともに、植栽する場合には周辺の樹林の状況を踏まえ樹種を選定するなど、周辺の樹林地との連続性に留意します。</p>	
		<p>緑地の管理方針</p>	<p>緑地の形態は管理方針によって全く異なるものとなるため、今後計画を具体化していく過程で管理方針を明確にすること。 また、地域住民を始めとする関係者が一体となった管理の枠組みの創設や実効性を確保するための管理責任の明確化、状況に応じた柔軟な管理の実施など、緑地の持続的な保全を図るための体制の構築を検討すること。</p>	<p>緑地の管理については、緑地のあり方とそれに応じた管理方針を検討します。</p>	<p>緑地は造成工事完了後、鶴ヶ島市へ移管される予定であり、今後の協議事項となることから、記載していない。</p>
		<p>関係者との協議</p>	<p>緑地の保全に当たっては、関係者との協議を持続的に実施するよう努めること。</p>	<p>緑地の保全に当たっては、関係者との協議を持続的に実施できる体制の構築を検討していきます。</p>	

番号	分野	意見	計画策定者の見解	環境影響評価調査計画書での対応方針
3	水路について	<p>対象計画の検討に当たっては、本計画地内の湧水と本計画地周辺における地下水の水脈との関係に配慮すること。</p> <p>また、造成工事及び立地企業等における排水計画の検討に当たっては、排水先の水質の影響に配慮すること。</p>	<p>対象計画の検討に当たっては、環境影響評価において計画対象地の降雨量と水路流量の関係の調査を検討するなど、水路の保全も視野に入れて検討します。</p> <p>また、今後土地利用計画や立地業種の検討を進める中で、効果的かつ効率的な排水処理の方法について地元自治体と調整を図ります。</p>	<p>水路等の保全については、計画書の「第2章6.1 土地利用計画」において記載した。なお、対象事業実施区域内では湧水等を含む地下水の環境影響の程度を把握するため、既に調査を実施している。</p> <p>また、造成工事時の雨水排水については計画書の「第2章6.8 工事計画」、供用時の事業所排水及び雨水排水については、「第2章6.5 処理施設計画」において記載した。</p>

